諮問番号：令和元年度諮問第１９号

答申番号：令和元年度答申第３１号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年４月１８日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分１」という。）、同日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分２」という。）、平成２９年５月２日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分３」という。）、平成２９年５月２５日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分４」という。）、平成２９年５月３０日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分５」という。）及び平成２９年６月１日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分６」といい、本件処分１から本件処分６を併せて「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

処分庁の不手際で過払いが生じ、その内容の説明を何度も尋ねたが、納得のできる説明もせず、その上、支払いの期限を迫られる事に精神的なストレスを感じている。

もう一度きちんと調べて計算を見直し、納得のできる説明をしてもらいたい。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）審査請求人世帯の平成２９年４月分の保護費について

審査請求人は、平成２９年４月分の保護費の算定が理解できない旨主張している。

審査請求人世帯の同月分の保護費は、下表のとおりであるが、同年３月分保護費の定例支給日以降に、審査請求人の○○（以下「○○」という。）の就労収入を実際の額に認定変更したところ、６７，６０６円の過払いが生じたため、後記第５の１（１８）のとおり、同年４月分に収入充当額として計上した結果、４月分保護費の定例支給額が６５，８９２円（別途支給となる給食費９，７４０円を除く５６，１５２円が審査請求人受領額）になったものと認められる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 最低生活費計 (1) | 383,590 | 世帯員６名分の生活扶助、住宅扶助、教育扶助 |
| 収入充当額計 (2) | 250,092 |  |
|  | 審査請求人就労収入 | 55,447 | 73,421（前３か月平均による認定額）－17,974（勤労控除） |
|  | ○○就労収入 | 57,410 | 91,924（前２か月平均による認定額）－34,514（勤労控除） |
|  | 審査請求人の○○就労収入 | 32,905 | 60,965（前３か月平均による認定額）－28,060（勤労控除） |
|  | 児童手当 | 40,000 | 平成29年２月受給額160,000÷４月 |
|  | 児童扶養手当 | 64,330 | 平成29年４月受給額257,320÷４月 |
| 保護費支給額 (1)-(2) | 133,498 |  |

本件処分１は、定例支給日以降である平成２９年４月５日に審査請求人から平成２９年３月分の賞与収入１０，０００円（以下「本件賞与収入」という。）に係る申告があったため、同月分保護費の収入認定額の変更（増額）を行ったものであり、その結果生じる過払額８，９４０円を同年５月分保護費に収入充当額として計上するとともに、同年４月分保護費に計上した本件賞与収入を、同年５月分以降の保護費の認定額から削除する本件処分２を行ったものと認められる。

（２）本件処分３から本件処分６について

審査請求人からの申請等に基づき、世帯員の教育扶助費（教材費）及び生業扶助費（高等学校等就学費）の認定及び支給決定について、後記第５の１（７）、（８）及び（１３）に基づき算定したものと認められ、その保護費の額に誤りはない。

（３）まとめ

以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、処分庁から納得のいく説明がないことを不服としており、処分庁においては、被保護者からの質問に対しては、保護の決定実施の内容等について、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが必要である旨付言する。

（４）上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和元年　８月３０日　　　諮問書の受領

令和元年　９月　５日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：９月１９日

口頭意見陳述申立期限：９月１９日

令和元年　９月２４日　　　第１回審議

令和元年１０月　１日　　　審査会から審査庁に対し回答の求め（回答書：令和元年１０月１５日付け社援第２４０５号（以下「回答書」という。））

令和元年１０月２１日　　　第２回審議

令和元年１１月１８日　　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。
　そして、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

（２）本件処分時点における、生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）の別表第１は、生活扶助基準を定めている。そして、第１章の１（１）は、居宅の基準生活費の額（月額）を定めており、１級地―１の第１類基準額は、以下の表のとおり定められている。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年齢別 | 基準額① | 基準額② |
| （略）6歳～11歳12歳～19歳（略）41歳～59歳（略） | （略）35,060円43,300（略）39,290（略） | （略）34,390円39,170（略）39,360（略） |

　　　また、世帯人員が６人の場合においての第２類基準額は、基準額①が５７，６７０円、基準額②が６９，３６０円と定められており、地区別冬季加算額は「Ⅵ区（１１月から３月まで）」において、４，９１０円と定められている。

（３）保護基準の第１章の１（２）アは、基準生活費の算定について、「Ａ×０／３＋Ｂ×３／３＋Ｃ」の算式により算定すると定めており、Ａ、Ｂ及びＣについては、それぞれ、「Ａ　第１類の表に定める個人別の基準額①を合算した額に（中略）逓減率の（中略）世帯構成員の数に応じた率①を乗じた額と第２類の表に定める基準額①の合計額」、「Ｂ　第1類の表に定める個人別の基準額②を合算した額に（中略）逓減率の（中略）世帯構成員の数に応じた率②を乗じた額と第２類の表に定める基準額②の合計額（ただし、当該合計額が、Ａで算定した額に０．９を乗じて得た額より少ない場合は、Ａで算定した額に０．９を乗じて得た額とする。）」、「Ｃ　（前略）地区別冬季加算額」と定められている。

　　　また、逓減率については、世帯人員数が６人の場合、率①が０．９０００、率②が０．７０１０と定められている。

（４）保護基準の第１章の１（２）イは、地区別冬季加算額について、Ⅰ区からⅥ区までの区分を都道府県ごとに定めており、大阪府はⅥ区に該当する。

（５）保護基準の第２章の６は、児童養育加算について定めており、第３子以降の児童養育加算の月額は、児童１人につき、「小学校修了前の児童 (１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある児童をいう。)」は１５，０００円、「小学校修了後中学校修了前の児童（１２歳に達する日以後の最初の３月３１日を経過した児童であつて１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるものをいう。）」は１０，０００円と定められている。

（６）保護基準の第２章の８は、母子加算について定めており、その月額は、１級地において、「児童１人」の場合は２２，７９０円、「児童が２人の場合に加える額」は１，８００円、「児童が３人以上１人を増すごとに加える額」は９２０円と定められている。

（７）保護基準の別表第２は、教育扶助基準について定めており、小学校の基準額は月額２，２１０円、学習支援費は月額２，６３０円と定められており、中学校の基準額は月額４，２９０円、学習支援費は月額４，４５０円と定められている。

また、小学校及び中学校の双方とも、教材代は「正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額」と定められており、学校給食費は「保護者が負担すべき給食費の額」と定められている。

（８）保護基準の別表第７は、生業扶助基準を定めており、高等学校等就学費の基本額は月額５，４５０円、教材代は「正規の授業で使用する教材の購入に必要な額」、入学料及び入学考査料は「高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額（後略）」、通学のための交通費は「通学に必要な最小限度の額」、学習支援費は月額５，１５０円と定められている。

（９）保護基準の別表第９は、地域の級地区分について定めており、○○○は、１級地―１に定められている。

（１０）本件処分時点における、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による法の処理基準（以下「処理基準」という。）である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第８の３（１）ア（イ）には、就労に伴う収入として、社会保険料及び所得税について、その実費額を勤労収入を得るための必要経費として認定することと定められている。

（１１）次官通知の第８の３（４）には、勤労に伴う必要経費として以下の表に定める基礎控除額を認定すると定められている。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収入金額別区分 | １人目 | ２人目以降 |
| 円　　　円（略）27,000～30,999（略）59,000～62,99963,000～66,999（略）71,000～74,999（略）79,000～82,99983,000～86,999（略）91,000～94,999（略）103,000～106,999（略） | 円（略）16,400（略）19,60020,000（略）20,800（略）21,60022,000（略）22,800（略）24,000（略） | 円（略）15,000（略）16,66017,000（略）17,680（略）18,36018,700（略）19,380（略）20,400（略） |

また、未成年者については、月額１１，４００円をその者の収入から控除することと定められている。

（１２）本件処分時点における処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第７の３は教育費について定めており、（２）では、「学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費、児童会又は生徒会費及びＰＴＡ会費等（中略）として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第２に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について次の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。」と定め、その額は「小学校等　月額６７０円以内」、「中学校等　月額７５０円以内」と定められている。

（１３）局長通知の第７の８は、生業費、技能修得費及び就職支度費について定めており、（２）イ（ウ）では、高等学校等就学費として「学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及びＰＴＡ会費等（中略）として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第７に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額１，６７０円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。」と定められている。また、（カ）では「高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、６３，２００円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。（後略）」と定められている。

（１４）局長通知の第８の１は、収入認定の取扱いについて定めており、（１）ア（カ）は、「賞与は、全額を支給月の収入として認定すること。（後略）」と定めている。

（１５）局長通知の第８の１（４）アは、児童扶養手当法等による給付について、「（前略）６か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と定めている。

（１６）局長通知の第８の３は、勤労控除の基礎控除の取扱いについて定めており、（１）ウは、世帯員が２人以上就労している場合について、収入額の最も多い者については、前記（１１）の基礎控除額表の１人目の欄を適用し、その他の者については、それぞれ同表の２人目以降の欄を適用することと定めている。

（１７）局長通知の第１０の２は、保護の要否及び程度の決定について定めており、（７）イは、「収入額が月によりある程度の変動が予想されるが、一定期間について観察すれば安定した継続的収入が得られると認められる場合は、３か月をこえない期間ごとに認定した収入の平均月割額を基礎として支給額の算出を行なうこと。」と定めている。

（１８）局長通知の第１０の２（８）は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（中略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（後略）」と定めている。

（１９）「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成２７年４月１４日社援発０４１４第９号厚生労働省社会・援護局長）は、保護基準の規定に基づき、住宅扶助の限度額について定めており、１級地における世帯人員が６人の世帯の限度額は、５５，０００円となっている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）及び回答書によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２３年１２月１６日付けで、処分庁は、審査請求人世帯の法による保護を開始した。また、平成２９年４月６日付けの保護決定調書によれば、審査請求人世帯は、審査請求人、○○、審査請求人の○○（以下「○○」という。）、審査請求人の○○（以下「○○」という。）、審査請求人の○○（以下「○○」という。）及び審査請求人の○○（以下「○○」という。）の６人世帯であり、同日時点においての年齢はそれぞれ、○○歳、○○歳、○○歳、○○歳、○○歳及び○歳である。

（２）審査請求人が提出した給与支給明細書によると、審査請求人の収入額は、平成２８年９月分が８９，６３２円、平成２８年１０月分が７６，３６０円、平成２８年１１月分が７５，２１０円、平成２８年１２月分が６３，８６４円、平成２９年１月分が７３，８３０円、平成２９年２月分が８２，５７０円である。

　　　また、雇用保険料は、平成２８年９月分が３５９円、平成２８年１０月分が３０５円、平成２８年１１月分が３０１円、平成２８年１２月分が２５５円、平成２９年１月分が２９５円、平成２９年２月分が３３０円である。

（３）審査請求人が提出した給与支給明細書によると、○○の収入額は、平成２９年１月分が７９，５４３円、平成２９年２月分が１０４，３０６円であり、所得税額は、平成２９年１月分が０円、平成２９年２月分が９４０円である。

（４）審査請求人が提出した給与支給明細書によると、○○の収入額は、平成２８年９月分が６０，４８９円、平成２８年１０月分が７０，５３３円、平成２８年１１月分が６０，０７５円、平成２８年１２月分が５４，９５８円、平成２９年１月分が７５，４２８円、平成２９年２月分が５２，５１０円である。

（５）審査請求人が平成２９年４月５日に処分庁に提出した収入申告書には、平成２９年３月分の賞与収入として１０，０００円を受領した旨の記載があり、そのうち４０円は雇用保険料である。

（６）審査請求人が提出した預金通帳によると、平成２８年１２月９日付けで、審査請求人に児童扶養手当２５７，３２０円が振り込まれていることが確認できる。

（７）審査請求人が提出した預金通帳によると、平成２９年２月８日付けで、審査請求人に児童手当１６０，０００円が振り込まれていることが確認できる。

（８）平成２９年４月１８日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、審査請求人が申告した本件賞与収入について、同年４月分保護費に収入認定する保護変更決定処分（本件処分１）を行った。

また、同年５月分保護費以降の認定額から本件賞与収入を削除する保護変更決定処分（本件処分２）を行った。

（９）平成２９年５月２日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、○○及び○○の高等学校等就学費（教材費、入学準備金等）を支給する保護変更決定処分（本件処分３）を行った。

（１０）平成２９年５月２５日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、○○及び○○の高等学校等就学費（基本額、学習支援費）を認定するとともに、○○及び○○の教育扶助費（教材費）を支給する保護変更決定処分（本件処分４）を行った。

（１１）平成２９年５月３０日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、○○の高等学校等就学費（入学準備金）を支給する保護変更決定処分（本件処分５）を行った。

（１２）平成２９年６月１日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、○○の高等学校等就学費（通学費）を支給する保護変更決定処分（本件処分６）を行った。

（１３）平成２９年６月３０日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

（１４）回答書によれば、審査庁は、審査請求人世帯の平成２９年３月分保護費の定例支給時点の支給額について、以下の表のとおり説明している。

【平成２９年３月分保護費（定例支給時点）】※○○の就労収入を見込み認定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 最低生活費計(1) | 406,680 | 世帯員６名分の生活扶助、住宅扶助、教育扶助 |
| 収入充当額計(2) | 251,495 |  |
|  | 審査請求人就労収入 | 58,483 | 80,403（前３か月平均による認定額）－320（実費控除）－21,600（基礎控除：1人目） |
|  | ○○就労収入 | 3,600 | 30,000（見込み認定額）－11,400（未成年控除）－15,000（基礎控除：2人目以降） |
|  | ○○就労収入 | 35,299 | 63,699（前３か月平均による認定額）－11,400（未成年控除）－17,000（基礎控除：2人目以降） |
|  | 児童手当 | 40,000 | 平成29年２月受給額160,000÷４か月 |
|  | 児童扶養手当 | 64,330 | 平成28年12月受給額257,320÷４か月 |
|  | H29年2月過払 | 49,783 |  |
| 保護費支給額(1)-(2) | 155,185 |  |

（１５）回答書によれば、審査庁は、審査請求人世帯の平成２９年３月分保護費の収入充当額の変更後の支給額について、以下の表のとおり説明している。

【平成２９年３月分保護費（収入充当額の認定変更）】※○○の就労収入を実額認定（下線が変更部分）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 最低生活費計(1) | 406,680 | 世帯員６名分の生活扶助、住宅扶助、教育扶助 |
| 収入充当額計(2) | 319,101 |  |
|  | 審査請求人就労収入 | 61,723 | 80,403（前３か月平均による認定額）－320（実費控除）－18,360（基礎控除：2人目以降） |
|  | ○○就労収入 | 67,966 | 104,306（認定額）－940（実費控除）－11,400（未成年控除）－24,000（基礎控除：1人目） |
|  | ○○就労収入 | 35,299 | 63,699（前３か月平均による認定額）－11,400（未成年控除）－17,000（基礎控除：2人目以降） |
|  | 児童手当 | 40,000 | 平成29年２月受給額160,000÷４月 |
|  | 児童扶養手当 | 64,330 | 平成28年12月受給額257,320÷４月 |
|  | H29年2月過払 | 49,783 |  |
| 保護費支給額(1)-(2) | 87,579 |  |

（１６）回答書によれば、審査庁は、審査請求人世帯の平成２９年４月分保護費の定例支給時点の支給額について、以下の表のとおり説明している。

【平成２９年４月分保護費（定例支給時点）】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 最低生活費計(1) | 383,590 | 世帯員６名分の生活扶助、住宅扶助、教育扶助 |
| 収入充当額計(2) | 317,698 |  |
|  | 審査請求人就労収入 | 55,447 | 73,421（前３か月平均による認定額）－294（実費控除）－17,680（基礎控除：2人目以降） |
|  | ○○就労収入 | 57,410 | 91,924（前２か月平均による認定額）－314（実費控除）－11,400（未成年控除）－22,800（基礎控除:1人目） |
|  | ○○就労収入 | 32,905 | 60,965（前３か月平均による認定額）－11,400（未成年控除）－16,660（基礎控除：2人目以降） |
|  | 児童手当 | 40,000 | 平成29年２月受給額160,000÷４月 |
|  | 児童扶養手当 | 64,330 | 平成29年４月受給額257,320÷４月 |
|  | H29年3月過払 | 67,606 |  |
| 保護費支給額 (1)-(2) | 65,892 |  |

（１７）回答書によれば、審査庁は、審査請求人世帯の平成２９年４月分保護費の収入充当額の変更後の支給額について、以下の表のとおり説明している。

【平成２９年４月分保護費（収入充当額の認定変更）】※審査請求人の賞与を認定（下線が変更部分）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 最低生活費計(1) | 383,590 | 世帯員６名分の生活扶助、住宅扶助、教育扶助 |
| 収入充当額計(2) | 326,638 |  |
|  | 審査請求人就労収入 | 64,387 | 83,421（前３か月平均による認定額＋賞与10,000）－334（実費控除）－18,700（基礎控除：2人目以降） |
|  | ○○就労収入 | 57,410 | 91,924（前２か月平均による認定額）－314（実費控除）－11,400（未成年控除）－22,800（基礎控除:1人目） |
|  | ○○就労収入 | 32,905 | 60,965（前３か月平均による認定額）－11,400（未成年控除）－16,660（基礎控除：2人目以降） |
|  | 児童手当 | 40,000 | 平成29年２月受給額160,000÷４月 |
|  | 児童扶養手当 | 64,330 | 平成29年４月受給額257,320÷４月 |
|  | H29年3月過払 | 67,606 |  |
| 保護費支給額 (1)-(2) | 56,952 |  |

（１８）回答書によれば、平成２９年３月の審査請求人世帯の給食費は、○○が５，９４０円、○○が３，５２０円、○○が３，７００円である。

（１９）回答書によれば、平成２９年４月の審査請求人世帯の給食費は、○○が５，９４０円、○○が３，８００円である。

（２０）回答書によれば、審査庁は、本件賞与収入を平成２９年４月分として収入認定した理由について、「局長通知第８の１の（１）のア（カ）には、「賞与は、全額を支給月の収入として認定すること。」と定められている。本件について、処分庁に当該賞与を平成２９年４月分収入として認定した理由について確認を行ったところ、請求人の給与は毎月２５日が支給日であること、また、当該賞与の収入申告が、同月５日にされたことから、同月の最低生活に充てるべき費用として、同月分収入として認定を行ったとのことである。なお、局長通知第１０の２の（８）には、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（中略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以降の収入充当額として計上して差し支えないこと。」と定められている。当該賞与について、処分庁におけるその確認月は平成２９年４月であることから、その時点における次回支給月以降である同年５月に収入充当を行った処分庁の処理に不当な点は見受けられない。」と回答している。

３　判断

（１）審査請求人は、保護費の算定について調べて計算を見直し、納得できる説明をすることを求めているので、以下、審査請求人世帯の平成２９年４月分保護費の算出方法及び同月分保護費の収入充当額となる平成２９年３月分保護費の過支給額の算出方法について検討する。

（２）平成２９年３月分保護費の過支給額の算出について

ア　平成２９年３月の審査請求人世帯の最低生活費の算出について

審査請求人世帯の平成２９年３月の最低生活費は、回答書によると、前記２（１４）及び（１５）のとおり、４０６，６８０円である。

審査請求人世帯の基準生活費は、前記１（３）で示される算式で算定される。審査請求人世帯の居住地は、前記１（９）のとおり１級地と定められており、冬季加算については、前記１（２）及び（４）のとおりⅥ区（４，９１０円）が該当するので、審査請求人世帯の最低生活費については、それぞれの年齢（前記２（１）は平成２９年４月時点であるので、これより１年前の年齢となる。）に該当する前記１（２）で示される額の合計額（基準額①の場合：審査請求人３９，２９０円、○○４３，３００円、○○４３，３００円、○○４３，３００円、○○３５，０６０円及び○○３５，０６０円の合計額２３９，３１０円。基準額②の場合：審査請求人３９，３６０円、○○３９，１７０円、○○３９，１７０円、○○３９，１７０円、○○３４，３９０円及び○○３４，３９０円の合計額２２５，６５０円。）及び冬季加算額を前記１（３）で示される算式に当てはめることで、２５０，６６０円と算出される。これに、前記１（５）の児童養育加算が、第３子である○○１０，０００円、第４子である○○１５，０００円及び第５子である○○１５，０００円の合計額４０，０００円、前記１（６）の母子加算が、○○２２，７９０円、○○１，８００円、○○９２０円、○○９２０円及び○○９２０円の合計額２７，３５０円、前記１の（７）、（１２）及び前記２（１８）で示される教育扶助費が、○○１５，４３０円（基準額４，２９０円、学習支援費４，４５０円、給食費５，９４０円及び学級費等７５０円の合計額）、○○９，０３０円（基準額２，２１０円、学習支援費２，６３０円、給食費３，５２０円及び学級費等６７０円の合計額）及び○○９，２１０円（基準額２，２１０円、学習支援費２，６３０円、給食費３，７００円及び学級費等６７０円の合計額）の合計額３３，６７０円、そして前記１（１９）の住宅扶助費５５，０００円が加わることで、審査請求人世帯の最低生活費が、４０６，６８０円と算出される。

イ　平成２９年３月の定例支給時点の保護費の算出について

（ア）平成２９年３月の定例支給時点の審査請求人世帯の収入充当額について

平成２９年３月の定例支給時点の審査請求人世帯の収入充当額は、回答書によると、前記２（１４）のとおり、２５１，４９５円である。

審査請求人及び○○の収入額は、前記１（１７）に従い、平成２８年９月分から１１月分までの３か月分の収入の平均月割額を用いると、前記２（２）及び（４）から、審査請求人が８０，４０３円、○○が６３，６９９円と認定される。審査請求人の雇用保険についての実費控除額も同様に、前記１（１７）に従い、前記２（２）から３２０円と認定される。一方で○○の収入額については、定例支給時点では、前記２（１４）によると、３０，０００円での見込み認定額となっている。

そして、前記１（１１）のとおり、基礎控除額は収入額に応じて認定することとされているので、審査請求人、○○及び○○に係る基礎控除額はそれぞれ、審査請求人が２１，６００円、○○が１５，０００円、○○が１７，０００円と認定され、さらに、未成年者である○○及び○○には、それぞれ１１，４００円の未成年控除額が認定される。

以上より、収入額から実費控除額、基礎控除額及び未成年控除額を引いた金額がそれぞれの就労収入として認定されるので、就労収入はそれぞれ、審査請求人が５８，４８３円、○○が３，６００円、○○が３５，２９９円と認定される。

また、上記３名分の就労収入の他に、前記２（６）及び（７）の児童扶養手当及び児童手当が、前記２（１４）のとおり、児童扶養手当が６４，３３０円、児童手当が４０，０００円それぞれ収入充当され、さらに平成２９年２月分保護費の過支給分である４９，７８３円が収入充当される。

以上より、審査請求人世帯の収入充当額は、２５１，４９５円と認定される。

（イ）平成２９年３月の定例支給時点の審査請求人世帯の保護費の支給額について

平成２９年３月の定例支給時点の審査請求人世帯の保護費の支給額は、回答書によると、前記２（１４）のとおり、１５５，１８５円である。

平成２９年３月の審査請求人世帯の最低生活費は、前記アのとおり４０６，６８０円であり、平成２９年３月の定例支給時点における審査請求人世帯の収入充当額は、前記（ア）のとおり２５１，４９５円であるので、支給される保護費は、差額である１５５，１８５円と算出される。

ウ　平成２９年３月の収入充当額変更後の保護費の算出について

（ア）平成２９年３月の○○の収入額変更後の審査請求人世帯の収入充当額について

平成２９年３月の収入充当額変更後の審査請求人世帯の収入充当額は、回答書によると、前記２（１５）のとおり、３１９，１０１円である。

前記イ（ア）の定例支給時点では、○○の収入額について３０，０００円で見込み認定していたが、収入額及び所得税額についての実費控除額を、前記２（３）のとおり、収入額１０４，３０６円、実費控除額を９４０円にそれぞれ実額認定したため、前記１（１１）で示される基礎控除額が、審査請求人及び○○について、審査請求人が１８，３６０円、○○が２４，０００円とそれぞれ変更され、それに伴い、収入充当額が３１９，１０１円に変更された。

（イ）平成２９年３月の○○の収入額変更後の審査請求人世帯の保護費の支給額について

平成２９年３月の○○の収入額変更後の審査請求人世帯の保護費の支給額は、回答書によると、前記２（１５）のとおり、８７，５７９円である。

平成２９年３月の審査請求人世帯の最低生活費は、前記アのとおり４０６，６８０円であり、平成２９年３月の○○の収入額変更後における審査請求人世帯の収入充当額は、前記（ア）のとおり３１９，１０１円であるので、支給される保護費は、差額である８７，５７９円と算出される。

エ　平成２９年３月分保護費の過支給額について

平成２９年３月の定例支給時点における保護費の支給額は、前記イ（イ）で算出される１５５，１８５円であり、同月の○○の収入額変更後における保護費の支給額は、前記ウ（イ）で算出される８７，５７９円であるので、同月の過支給額は、差額である６７，６０６円と算出される。

（３）平成２９年４月分保護費の算出について

ア　平成２９年４月の審査請求人世帯の最低生活費の算出について

審査請求人世帯の平成２９年４月の最低生活費は、回答書によると、前記２（１６）及び（１７）のとおり、３８３，５９０円である。

平成２９年４月の基準生活費は、前記（２）アと同様に、審査請求人世帯のそれぞれの年齢に該当する前記１（２）で示される額の合計額（基準額①の場合：審査請求人３９，２９０円、○○４３，３００円、○○４３，３００円、○○４３，３００円、○○４３，３００円及び○○３５，０６０円の合計額２４７，５５０円。基準額②の場合：審査請求人３９，３６０円、○○３９，１７０円、○○３９，１７０円、○○３９，１７０円、○○３９，１７０円及び○○３４，３９０円の合計額２３０，４３０円。）を前記１（３）で示される算式に当てはめることで、２５２，４２０円と算出される。これに、前記１（６）の母子加算が、○○２２，７９０円、○○１，８００円、○○９２０円及び○○９２０円の合計額２６，４３０円、前記１の（７）、（１２）及び前記２（１９）で示される教育扶助費が、○○１５，４３０円（基準額４，２９０円、学習支援費４，４５０円、給食費５，９４０円及び学級費等７５０円の合計額）及び○○９，３１０円（基準額２，２１０円、学習支援費２，６３０円、給食費３，８００円及び学級費等６７０円の合計額）の合計額２４，７４０円、前記１（５）の児童養育加算が、第４子である○○１０，０００円及び第５子である○○１５，０００円の合計額２５，０００円、そして前記１（１９）の住宅扶助費５５，０００円が加わることで、審査請求人世帯の最低生活費が、３８３，５９０円と算出される。

イ　平成２９年４月の定例支給時点の保護費の算出について

（ア）平成２９年４月の定例支給時点の審査請求人世帯の収入充当額について

平成２９年４月の定例支給時点の審査請求人世帯の収入充当額は、回答書によると、前記２（１６）のとおり、３１７，６９８円である。

審査請求人、○○及び○○の収入額は、前記（２）イ（ア）と同様に、前記１（１７）に従い、平成２８年１２月から平成２９年２月までの３か月分の収入の平均月割額を用いると、前記２（２）、（３）及び（４）から、審査請求人が７３，４２１円、○○が９１，９２４円、○○が６０，９６５円と認定される。審査請求人の雇用保険及び○○の所得税についての実費控除額も同様に、前記１（１７）に従い、審査請求人の実費控除額が前記２（２）から２９４円、○○の実費控除額が前記２（３）から３１４円と認定される。

そして、前記１（１１）のとおり、基礎控除額は収入額に応じて認定することとされているので、審査請求人、○○及び○○に係る基礎控除額はそれぞれ、審査請求人が１７，６８０円、○○が２２，８００円、○○が１６，６６０円と認定され、さらに、未成年者である○○及び○○には、それぞれ１１，４００円の未成年控除額が認定される。

以上より、収入額から実費控除額、基礎控除額及び未成年控除額を引いた金額がそれぞれの就労収入として認定されるので、就労収入はそれぞれ、審査請求人が５５，４４７円、○○が５７，４１０円、○○が３２，９０５円と認定される。

また、上記３名分の就労収入の他に、前記２（６）及び（７）の児童扶養手当及び児童手当が、前記２（１６）のとおり、児童扶養手当が６４，３３０円、児童手当が４０，０００円それぞれ収入充当され、さらに平成２９年３月分保護費の過支給分である６７，６０６円が収入充当される。

よって、審査請求人世帯の収入充当額は、３１７，６９８円と認定される。

（イ）平成２９年４月の定例支給時点の審査請求人世帯の保護費の支給額について

平成２９年４月の審査請求人世帯の最低生活費は、前記アのとおり３８３，５９０円であり、平成２９年４月の定例支給時点における審査請求人世帯の収入充当額は、前記（ア）のとおり３１７，６９８円であるので、支給される保護費は、差額である６５，８９２円と算出される。

ウ　平成２９年４月の収入充当額変更後の保護費の算出について

（ア）平成２９年４月の審査請求人の本件賞与収入認定後の審査請求人世帯の収入充当額について

平成２９年４月の審査請求人の本件賞与の収入認定後の審査請求人世帯の収入充当額は、回答書によると、前記２（１７）のとおり、３２６，６３８円である。

前記イ（ア）の定例支給時点では、審査請求人の収入額について前記２（２）で示される直近３か月分の平均収入だけであったが、前記２（５）のとおり、審査請求人が平成２９年４月５日に本件賞与収入１０，０００円及びそれに伴う雇用保険４０円を収入申告したため、審査請求人について、収入額が８３，４２１円、実費控除額が３３４円に変更にされた。それに伴い、前記１（１１）で示される審査請求人の基礎控除額が、１８，７００円に変更され、審査請求人世帯の収入充当額が３２６，６３８円に変更された。

（イ）平成２９年４月の審査請求人の本件賞与収入認定後の審査請求人世帯の保護費の支給額について

平成２９年４月の審査請求人世帯の最低生活費は、前記アのとおり３８３，５９０円であり、平成２９年４月の審査請求人の本件賞与収入認定後の審査請求人世帯の収入充当額は、前記（ア）のとおり３２６，６３８円であるので、支給される保護費は、差額である５６，９５２円と算出される。

エ　平成２９年４月分保護費の過支給額について

平成２９年４月の定例支給時点における保護費の支給額は、前記イ（イ）で算出される６５，８９２円であり、同月の審査請求人の収入額変更後における保護費の支給額は、前記ウ（イ）で算出される５６，９５２円であるので、同月の過支給額は、６５，８９２円と５６，９５２円の差額である８，９４０円と算出される。

（４）前記（３）のとおり、審査請求人世帯の平成２９年４月分の保護費は、法令等に従い、適切に算出されており、定例支給後の保護費の変更にも、違法又は不当な点は見受けられない。よって、定例支給日以降である平成２９年４月５日に審査請求人から本件賞与収入に係る申告があったため、同年４月分保護費の収入認定額の変更（増額）を行った本件処分１、及びその結果生じる過払額８，９４０円を同年５月分保護費に収入充当額として計上するとともに、同年４月分保護費に計上した本件賞与収入を同年５月分以降の保護費の認定額から削除した本件処分２に違法又は不当な点はない。

また、平成２９年３月分の賞与収入を、同月ではなく、同年４月の収入額に認定したことについては、前記１（１４）のとおり、局長通知は、「賞与は、全額を支給月の収入として認定すること。」と定めているが、本件については、前記２（２０）のとおり、審査庁が処分庁に対して本件賞与収入を平成２９年４月分として収入認定した理由について確認を行ったところ、審査請求人の給与は毎月２５日が支給日であること、また、本件賞与の収入申告が、同月５日にされたことから、同月の最低生活に充てるべき費用として、同月分収入として認定を行ったとのことであり、不合理な点は認められず、違法又は不当とまではいえない。

（５）さらに、本件処分３から本件処分６については、審査請求人からの申請等に基づき、世帯員の教育扶助費（教材費）及び生業扶助費（高等学校等就学費）の認定及び支給決定について、前記１（７）、（８）及び（１３）に基づき算定したものと認められ、その保護費の額に誤りはなく、違法又は不当な点はない。

（６）以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められないので、本件審査請求は、棄却されるべきである。

（７）なお、審理員は、審査請求人が処分庁から納得のいく説明がないことを不服としている点について、審査請求人世帯の保護費の算出が容易に理解できるようなものではないことから、処分庁においては、被保護者からの質問に対しては、保護の決定実施の内容等について、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが必要である旨付言しているが、審査会においても同意見である。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）野一色　直人

委員　　　　　　高畠　淳子

委員　　　　　　松村　信夫